

養護老人ホーム「弘寿園」ご利用のご案内

= 重要事項のご説明 =

社会福祉法人東京弘済園

弘寿園は、老人福祉法による養護老人ホームで、社会福祉法人東京弘済園が三鷹市下連雀に昭和31年4月に開設し、武蔵野の面影が色濃く残る環境の中で、安らかな生活ができるようご援助いたしております。

社会福祉法人東京弘済園は、老人福祉事業を行うため財団法人鉄道弘済会によって、昭和30年に設立され、入所サービス及び通所サービスを行う総合老人福祉施設として積極的に事業展開を図っております。

1. ご利用要件

弘寿園ご利用にあたっての主な要件は次のとおりです。

- (1) 環境上の理由及び経済的理由により居宅において生活することが困難であること。
- (2) 入院加療を要する病態でないこと。感染症を有し、他の利用者に感染させる恐れがないこと。
- (3) 原則として65歳以上であること。
- (4) 共同生活ができること。

2. ご利用相談（お申込の場所）

お住まいの地域の地域包括支援センター、福祉事務所、または区市町村役場（弘寿園ではご相談には応じますが、利用申し込みはお受けしていません。）

3. 費用

費用は、利用者及び扶養義務者の方が、国が定めた金額を市区町村に直接お支払いいただきます。（国が定めた基準＝対象収入により決定します。）

4. ご利用手続き

- (1) お申し込みをされた福祉事務所または区市町村役場からの依頼を受けて当園をご利用いただくことになります。
- (2) ご利用に先立って訪問調査を行い、健康状態等の確認をさせていただきます。その後施設見学をしていただいた上で決定させていただきます。

5. 退去

- (1) 利用者が入院されてから3ヶ月経過しますと、弘寿園利用者としての籍が無くなりますので、退去していただきます。
- (2) 弘寿園での自立した生活が困難となり、職員による支援等が困難となった場合は、福祉事務所等と協議のうえ他の施設の転居などをしていただくことになります。この場合は、他の施設の利用等についてご説明し、不安のない生活がお送りいただけるよう配慮いたします。

6. 日常生活

- (1) 食事は食堂で提供いたします。
- (2) 外出などを含め日常生活は自由です。
- (3) 生活上のこと及びその他のご相談に応じております。
- (4) 弘寿園で生活を営む上で通常必要な自立支援サービスや軽微な介護サービスを行います。ただし、必要により介護保険サービスを利用していただくことがあります。
- (5) 毎週嘱託医による検診のほか、看護職員が健康管理をしております。
- (6) 心豊かな生活をしていただくため、書道、ゆめ体操等のクラブ活動の場を設けている他、季節毎の行事も実施いたします。
- (7) 集団生活ですので規則はお守りいただき、安らかな生活が送れるよう配慮しております。

7. 緊急時の対応方法

入居中に、容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、かかりつけ医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡します。

8. 事故発生時の対応

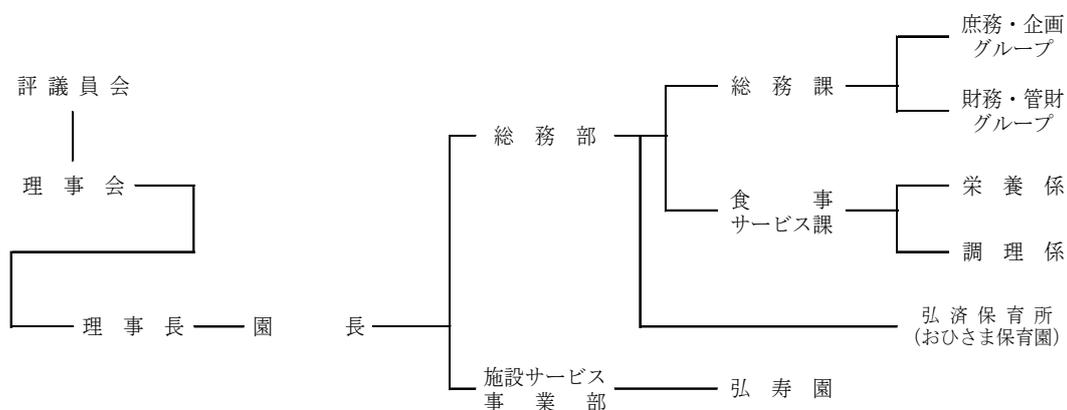
- (1) サービス提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者のご家族、当該利用者に係る関係者（後見人等）、居宅介護支援事業者、措置元の自治体に連絡すると同時に、必要な措置を講じます
- (2) サービス提供により、賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに損害賠償を行います。
- (3) 第三者行為（入居者同士等）による事故についても、（1）の連絡先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。入居者同士のトラブルの場合、加害利用者ご家族へも連絡します。状況により、加害利用者にも賠償責任が発生する場合があります。

9. 施設の概要

- (1) 敷地は、約 5, 3 0 0 坪あり、お庭など緑の多い環境です。
- (2) 建物は、鉄筋 2 階建てで定員は 5 0 名です。
- (3) 居室は、約 7 畳の 2 人用居室で冷暖房があります。なお、居室内にはトイレはありませんので共用となります。
- (4) 共同設備として、食堂、浴室、洗濯室及び談話室があります。また、電子レンジや電磁調理器等もありますので、お使いいただけます。

10. 組織

弘寿園におけるサービス提供を円滑に行うため、次の内部組織を設けて運営にあっております。（「弘寿園」業務にかかわる組織のみ抜粋）



11. 勤務体制

職員の勤務体制は、次のとおりとなっております。

相談・支援職 日勤・早番・遅番・宿直勤務体制

医療職 日勤体制

看護職 日勤体制

事務職 日勤体制

調理職 早番・日勤・遅番体制

12. 相談・支援職員の状況

相談・支援職員数 9名

13. サービス相談窓口

弘寿園でのサービス提供にあたり、お気付きの点がありました場合は「サービス提供責任者」にお申し出願います。

※ サービス提供責任者 施設サービス事業部統括責任者 ☎0422-43-3319

不在の場合でも、対応できる体制をとっておりますので、いつでもご相談下さい。

14. 苦情等への対応

弘寿園でのサービス提供について苦情がありました場合は、「苦情相談窓口」に何なりとお申し出願います。

※ 苦情相談窓口 総務部長 ☎0422-43-3319

不在の場合でも、対応できる体制をとっておりますので、いつでもご相談下さい。

※ 外部相談窓口 三鷹市役所高齢者支援課高齢者相談係 ☎ 0422-45-1151

三鷹市以外の方は、措置元自治体の施設入所担当課（福祉事務所）
（ _____ ）

15. 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、東京弘済園個人情報保護規程に基づき取扱います。

○当施設内部での利用目的

- (1) 当施設がご利用者に提供するサービス
- (2) 入退所等の管理
- (3) 会計・経理
- (4) 事故等の報告
- (5) 当該利用者の介護・医療サービスの向上
- (6) 業務の維持・改善のための基礎資料
- (7) 当施設において行われる学生等の実習への協力
- (8) 当施設において行われる事例研修

○他の関係機関・介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- (1) 当施設が利用者に提供するサービスのうち
 - ①他の居宅サービス事業者や介護福祉施設等との連携、照会への回答
 - ②その他の業務委託
 - ③利用者の診察等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ④緊急を要する場合、救急隊や医師への状況説明
 - ⑤家族等への心身の状況説明
- (2) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- (3) 外部監査機関、サービス評価機関への情報提供
- (4) その他目的を特定の上、同意を得て収集した個人情報を、その目的に沿って利用する場合

《利用者ご本人・ご家族の映像・写真について》

映像や写真（利用者のみ 利用者・ご家族両方）を当園の
 ホームページ パンフレット 園内掲示物
に使用することを同意します。（同意するものにチェック）

16. 法人の概要

- (1) 名 称 社会福祉法人東京弘済園
- (2) 代 表 者 理事長 森本 雄司
- (3) 所 在 地 〒181-0013
東京都三鷹市下連雀5丁目2番5号
TEL 0422-43-3319
FAX 0422-47-9363

私は、本書面により、事業者から重要事項の説明を受けました。また、個人情報の取り扱いに関しても、十分理解のうえ同意します。

令和 年 月 日

利用者	(住所) 東京都三鷹市
	(氏名)
家族代表	(住所)
	(氏名)
	(利用者との続柄)
家族以外 の代理人	(住所)
	(氏名)
	(利用者との関係)